

# 市税などの納付は便利な口座振替で

市税などの納付には、便利な口座振替をご利用ください。口座振替は、申請された口座から自動的に引き落とされるため、納付のために向う手間も省け、納め忘れもなく安心です。

## 【申し込み方法】

ご希望の方は、最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行を含む）で手続きをしてください。依頼書（申込書）は、市内の金融機関に用意してあります。

なお、市外の金融機関で手続きをされる方は、お手数ですが依頼書（申込書）を送付しますので、それぞれの問い合わせ先までご連絡ください。口座振替の取扱期間は、申し込みのあった月の翌々月の納期からとなります。

## 口座振替できる市税など

○市県民税（普通徴収分） ○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税 ○国民健康保険税（普通徴収分）	☆問い合わせ先 市役所納税課 ☎ 443-1115
○市営住宅使用料 ○市営住宅駐車場使用料	☆問い合わせ先 市役所都市計画課 ☎ 443-1430
○介護保険料（普通徴収分）	☆問い合わせ先 市役所介護保険課 ☎ 443-1491
○後期高齢者医療保険料（普通徴収分）	☆問い合わせ先 市役所国保年金課 ☎ 443-1139

※給食費の口座振替については、学校給食センター ☎ 444-1181へお問い合わせください。

## ご利用できる金融機関

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、千葉信用金庫、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、中央三井信託銀行、みずほ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、いんば農業協同組合、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局を含みます）

【申し込みに必要なもの】  
指定する口座の預金通帳、届出印  
※口座振替納付をやめる場合は、廃止の届出が必要となります。

コンビニエンスストアでも市税などの納付が可能です

- 取り扱うことのできる市税などは、次のとおりです。
  - 個人市県民税
  - 固定資産税・都市計画税
  - 軽自動車税
  - 国民健康保険税
  - 市営住宅使用料
  - 市営住宅駐車場使用料
  - 介護保険料
  - 後期高齢者医療保険料
- ※次の納付書はご利用できません

り、納付書にはコンビニ収納用バーコード欄が加わっています。ただし、バーコード欄にバーコード印字のないものは、コンビニエンスストアではご利用できませんので、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）での納付をお願いします。

また、当初納税（納入）通知書に同封の納付書は、コンビニエンスストアからの指示により、のり付けまたはホッチキス留めなどをした納税（納入）通知書に貼付されておられません。各納付書はバラになって封入されています。納付の際には、納付書をお持ち忘れのないようお願いいたします。また、納付の順番をお間違えのないよう、必ず納付書に記載の納期限をご確認されますようお願いいたします。

領収証書も1枚ずつ切り離して金融機関やコンビニエンスストアから手渡されますので、納税（納入）通知書に添付の領収証書貼付用台紙（複数の納期限の場合）にのり付けして大切に保管してください。

全期前納付用の納付書につきましては、平成21年度から添付されていませんので、全期前納付をされる方は、同封されている全ての納付書と一緒に窓口にお出しください。納付されますようお願いいたします。

ません。年度の途中で廃車や名義変更の届出をされても、還付金はありませんのでご注意ください。

土地や家屋などの固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

年の途中で売買などにより所有者が変わったとしても、納税義務者が年の途中で変わることはありませんのでご注意ください。

市県民税（個人）について  
市県民税は、毎年1月1日現在居住している市町村で課税されます。そのため、1月1日以後に他の市町村へ転出しても、その年1年分の市県民税は、もとの市町村に納めなければなりません。

また、前年中の所得が基準となりますので、退職された方などは、その年に給与収入がなくても、市県民税を納めなければなりません。

市税の納付・納税相談には日曜開庁と夜間窓口をご利用ください  
お仕事などで、平日の業務時間内に来庁できない方は、日曜開庁や夜間窓口を開設しておりますのでご利用ください。

軽自動車税について  
軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。その後譲渡されたとしても、4月1日時点の所有者が納税義務者となります。なお、軽自動車税には月割や日割などの制度はありません。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。その後譲渡されたとしても、4月1日時点の所有者が納税義務者となります。なお、軽自動車税には月割や日割などの制度はありません。

## 弁護士による多重債務者相談（無料）を実施しています

市では、ローン・借金の返済が重く、市税などの納付が思うようにできない方を対象に、弁護士による無料相談を実施しています。返済に関してお悩みの方は、この機会に相談してみたいかががでしょうか。

詳しくは、市役所納税課 ☎ 443-1115 へ。  
相談日 市役所の日曜開庁日 午後1時～4時  
1人当たりの相談時間は20分程度です。  
ところ 市役所納税課  
受付 市役所納税課 ☎ 443-1115  
※相談を受けるためには予約が必要です。  
予約は、納税課窓口または電話で受け付けます。  
予約受付の開始は、相談日の月初め（月初めが休日の場合は翌開庁日）からとなります。  
（予約受付は先着9人までです。）

## インターネット公売をおこないます

◎インターネット公売日程（平成22年度第1回）  
参加申込期間 4月13日午後1時～4月26日午後11時  
入札期間 5月7日午後1時～5月9日午後11時  
公売場所 インターネット公売Web上  
【<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>】  
公売の内容 自動車・バイクなどの動産  
※第1回インターネット公売に関する詳細については、市ホームページでお知らせしています。

## 市立保育園の臨時職員登録希望者を募集

市では、市立保育園（6園）に勤務する臨時職員の登録希望者を募集しています。  
登録された方は、平成23年3月までに市立保育園で勤務している職員が出産や病気休暇などにより欠員する場合に、臨時職員として採用します。  
なお、採用する際は、登録者の中から勤務先や勤務内容などが合致した方を面接のうえ、決定します。

職 種	保育士
資 格	保育士登録が済んでいる方で、年齢50歳程度まで
勤務時間	平日 午前8時30分～午後5時または、 午前9時30分～午後6時 （月2回～3回程度の早番、遅番があります） 土曜日 午前8時30分～午後0時30分
雇用期間	原則6カ月間 （雇用期間を更新する場合あり）
賃 金	時給1,100円 ※交通費の支給はありません

※臨時職員登録を希望される方は、履歴書（写真を貼付したもの）と保育士証を持参のうえ本人が児童家庭課でお申し込みください。詳しくは、市役所児童家庭課 ☎ 443-1693 へ。